

京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 32 号

京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第21条」を「第22条」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項本文中「第18条」を「第19条」に改め、同項ただし書中「次項第2号」を「次項の規定による料金の減額並びに第3項第2号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第18条」を「第19条」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「地域水道」を「大原簡易水道以外の地域水道」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同項第3号中「地域水道」を「大原簡易水道以外の地域水道」に、「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 大原簡易水道に係る1使用期間の従量料金のうち、12月から翌年の1月までの期間を当該1使用期間に含むものについては、条例第19条の規定により、当該従量料金の額から使用水量10立方メートル当たり料金額（当該1使用期間において使用した最後の10立方メートルの部分の水に係る従量料金の額（1使用期間における使用水量が10立方メートルに満たないときは、当該使用水量に係る従量料金の額）をいう。）を減額する。

第12条を第13条とする。

第11条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、大原簡易水道に係る加入者負担金は、一時に全額を納入する方法により、納入しなければならない。

第11条を第12条とする。

第10条第1号ア中「別表」を「別表第1（大原簡易水道にあつては、別表第2）」に改め、同条第2号中「従量料金」の右に「(以下「従量料金」という。)」を加え、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(本市が負担する給水装置工事の費用)

第9条 大原簡易水道に係る次に掲げる給水装置工事（本市が施行するものに限る。）の費用については、その全部又は一部を本市の負担とすることがある。

(1) 2以上の使用者（条例第3条第1項の規定による承認を得た者をいう。）が共用する給水装置で、その給水せん、設置場所等が別に定める基準に適合しているものの設置の工事

(2) 本市が行う配水管の設置の工事に伴い必要となる給水装置の取替えの工事

(3) その他条例第7条第1項本文に規定する給水装置工事をしようとする者にその費用を負担させることが適当でないと市長が認める給水装置工事

別表中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

使 用 水 量	単 位	従 量 料 金
10立方メートルまでの部分		円 70

10立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	1立方メートル	150
30立方メートルを超え、50立方メートルまでの部分		170
50立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分		200
100立方メートルを超える部分		230

別記様式中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第21条」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(上下水道局総務部地域事業課)